

操縦士の飲酒運転防止等、航空安全のための対策を求める意見書

昨年12月1日、JAL774便の機長と副機長が社内規定に反する飲酒をしたにもかかわらず、運航を強行しようとした。また国土交通省への報告も遅れ、業務改善勧告を受けた。機長と副機長は、JALの運航規程の3倍以上のアルコール量を飲みながら、虚偽の口裏合わせをしたという。

実はこのような事態はこれが初めてではない。2018年、2019年にも、JALはパイロットの飲酒で国土交通省から業務改善命令を受けている。

また、静岡県を拠点とするフジドリームエアラインズも、本年2月10日に、携帯すべき操縦士免許を所持せず運航し、出発空港に引き返した事例がある。さらにピーチ・アビエーションでも飲酒事例が発生している。

飲酒問題は、操縦士の体調や、とりわけ長距離を運航する過酷な国際線では、影響が出やすい。ステイ先で認められている飲酒の在り方を含めて、その是非を検討し、航空会社に再発防止策を策定させ、それを遵守させる必要がある。

については、本議会として、本件のような飲酒事案の再発防止のため、関係部署において、各航空会社に対する指導監督の強化を図ることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月18日

鳥取県東伯郡湯梨浜町議会

【提出先】

内閣総理大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長